

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

1

施設名	新潟市食と花の交流センター			
管理者名	いくとびあ食花運営グループ	指定期間	平成30年4月1日	～ 平成35年3月31日
担当課	農林水産部 食と花の推進課			
所在地	新潟市中央区清五郎336番地			
根拠法令				
設置条例	新潟市食と花の交流センター条例			
施設概要	敷地面積 約5.7ヘクタール 主な施設 <ul style="list-style-type: none"> ・花とみどりの展示館 ・見本園 ・情報発信コーナー ・直売所 ・レストラン ・多目的広場 ・駐車場 			

施設設置目的
本市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供することにより、食と花の販路の拡大及び農村と都市との間の交流を推進し、もって農林水産業の振興及び市民の豊かな生活の実現に資することを目的とする。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 事業理念 (1) 地域農業振興につながる施設 本市の食や花に関する情報発信や地域独自の商品開発、提供などにより地域農業の振興を図る。 (2) 市民に愛される食と花の施設 市民に親しまれ、地域農業に対する理解や誇りを感じられる事業を展開する。 (3) 本市農業の先導役として、商品開発や食・花を活かしたライフスタイルの提案などを継続的に推進する。 2 重点政策 (1) 市内外に本市の食と花のプロモーションを展開し、ブランド力を高め、販路の拡大を図る。 (2) 食と花の新たな価値の創造及びライフスタイルを提案する新規事業の企画を行う。 (3) 食と花によるにぎわいの創出及び憩いの空間を提供する。 3 管理運営方針 (1) 当該業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。 (2) 施設の設置の目的を踏まえて、各施設との適正な一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、努力するものとする。 (3) 業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。 (4) 指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、各施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。 (5) 施設利用者や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。

2

施設名	新潟市食育・花育センター		
管理者名	いくとびあ食花運営グループ	指定期間	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日
担当課	農林水産部 食と花の推進課		
所在地	新潟市中央区清五郎401番地		
根拠法令			
設置条例	新潟市食育・花育センター条例		
施設概要	敷地面積 9,323㎡ 建築面積2,578㎡ 床面積2,349㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート増 2階建 主な施設 1階 アトリウム, 調理実習室, 食の体験展示コーナー, 情報展示コーナー 2階 講座室, 食の広場・花の広場, 多目的ラウンジ 屋外 見本園, 農舎, 育成温室		

施設設置目的	
食と花を一体的に学ぶことが出来る場を提供することにより、食育及び花育を推進し、もって市民の健全な心と体を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
1 事業理念	<p>(1)食育・花育の拠点施設としての一体的な運営 本市が誇る「食と花」を一体的に学ぶことにより、新潟の美味しさ、美しさ、豊かさを発掘する目を育て、心と身体の健康づくりを市民運動へと展開していくことを目指す。</p> <p>(2)市民の食育・花育活動活性化に向けた運営 市民の食育・花育活動をさらに盛り上げ、継続して地域に広めていく拠点施設としての運用を図る。</p> <p>(3)市民との協働による事業運営 食と花に関する様々な関係者と連携を図りながら、市民と一体になって様々な企画を展開し、事業を実施する。</p> <p>(4)周辺環境・施設との一体的な運営 立地条件のメリットを最大限活用し、施設間の連携を図り、食育・花育活動がよ高まる運営に努める。</p>
2 重点政策	<p>(1)「新潟市食育推進条例」及びそれに基づく施策を総合的、計画的に推進するために策定した「新潟市食育推進計画」に基づき“にいがた流 食生活”の実践を目指し、「食育」を推進する。</p> <p>(2)「新潟市花育推進計画」に基づき、花の大生産地である本市において、花や緑に親しむことにより、健全で豊かな心を培い、やすらぎのある生活、花や緑の歴史、文化を楽しみながら学ぶ「花育」を推進する。</p>
3 管理運営方針	<p>(1)当該業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。</p> <p>(2)施設の設置の目的を踏まえて、各施設との適正な一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、努力するものとする。</p> <p>(3)業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。</p> <p>(4)指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、各施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。</p> <p>(5)施設利用者や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。</p>

3

施設名	新潟市動物ふれあいセンター		
管理者名	いくとびあ食花運営グループ	指定期間	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日
担当課	保健衛生部 保健所環境衛生課		
所在地	新潟市中央区清五郎345番地1		
根拠法令			
設置条例	新潟市動物ふれあいセンター条例		
施設概要	敷地面積 約4,299㎡ 延床面積 709㎡ 建物構造 木造平屋建 主な施設 ・動物飼育棟 ・動物ふれあいハウス ・アルパカ広場 ・ひつじ・やぎ広場 ・ポニー広場 ・ふれあい広場		

施設設置目的	
動物とのふれあいを通じて人と動物との関わりを学ぶ機会を提供することにより、動物愛護の精神を養い、これを普及させ、もって人と動物が共に暮らす社会の実現に寄与することを目的とする。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
1	<p>事業理念</p> <p>(1) 命の大切さを感じる施設 動物とのふれあいを通して、命の大切さ、やさしい心、思いやりの心を育む。</p> <p>(2) 市民の健康維持と交流の施設 動物とのふれあいは、市民の心にやすらぎや癒しを与え、心身の健康づくりに効果をもたらす。</p> <p>(3) 動物への理解を深め学ぶ施設 動物に関する知識を正しく学び、体験により理解を深め、人と動物が共に生きる社会の実現を目指す。</p>
2	<p>重点政策</p> <p>(1) 動物の特性及び動物との適切なふれ合い方の情報を提供する。</p> <p>(2) 動物と触れ合う機会を提供する。</p> <p>(3) 保健所が保護した犬及び猫のうち譲渡することができるものを飼育・管理し、譲渡の推進を図る。</p>
3	<p>管理運営方針</p> <p>(1) 当該業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。</p> <p>(2) 施設の設置の目的を踏まえて、各施設との適正な一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、努力するものとする。</p> <p>(3) 業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的な管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。</p> <p>(4) 指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、各施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。</p> <p>(5) 施設利用者や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。</p>

施設名	新潟市子ども創造センター		
管理者名	いくとびあ食花運営グループ	指定期間	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日
担当課	子ども未来部 子ども政策課		
所在地	新潟市中央区清五郎375番地2		
根拠法令			
設置条例	新潟市子ども創造センター条例		
施設概要	敷地面積 3,024㎡, 延床面積 2,990㎡ 建物構造・主な施設内容（構成施設の内容） 鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造4階建 1階 陶芸・美術・工作スペース, 光と音の造形スペース, 展示スペース 2階 総合活動スペース 3階 総合活動スペース・保育ルーム 4階 総合活動スペース, 憩いのスペース, ふれあい緑化スペース		

施設設置目的	
子どもに創作活動及び体験活動の機会及び場を提供することにより、子どもの自ら生きる力を伸ばし、及び共に生きる力を育むことを目的とする。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
1	<p>基本理念</p> <p>(1) 市民との協働による市民主体の運営 市内の美術団体、地域の活動家、教育現場の指導者など、既に造形活動を展開されている多くの方々や子どもの健全育成や子育て支援家庭への支援に取り組む多くの方々との協力も得ながら、様々な企画を市民と一緒に活動を支援する仕組みをつくり事業を展開する。 あわせて、様々な広報活動を積極的に行い、情報発信するとともに、市民からの情報提供を受け、より良い運営に努める。</p> <p>(2) 市民の文化活動活性化に向けた運営 幼稚園・保育園・小中学校での活動や授業に活用できるプログラムの作成や様々な遊び活動などを通して、子どもの創造性や主体性を高めるような事業を展開するなど、市民の文化活動をさらに盛り上げ、継続し地域に広めていく拠点施設としての運用を図る。</p> <p>(3) 周辺環境・施設との一体的な運営 立地条件のメリットを最大限活用し、施設（ハード）間の連携とともに、動植物とのふれあいに基づく学習・発見・体験・感動を創作活動に発展させるよう、創造性がさらに高まる運営（ソフト）を充実させ五感を刺激し自分の思いや考えが表現できる豊かな人間性を育むことを目指す。</p>
2	<p>重点政策</p> <p>(1) 子どもの「自ら生きる力」を伸ばし、「共に生きる力」を育むうえで大切な、創造性を育む創作活動や体験活動事業を実施する。</p> <p>(2) 多くの市民や団体・企業などを巻き込んだ地域連携活動を行う。</p> <p>(3) 幼稚園・保育園、小中学校の活動支援及び施設利用の促進を行う。 また、大学や教育関連団体等とプログラムや人材の交流を行うとともに、研究や調査活動を積極的に支援する。</p> <p>(4) 市内の教育関係団体や、子ども関連施設などにおける情報発信拠点などセンター事業を行う。</p>
3	<p>管理運営方針</p> <p>(1) 当該業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。</p> <p>(2) 施設の設置の目的を踏まえて、各施設との適正な一体的な管理によりその効用を最大限発揮させるよう、努力するものとする。</p> <p>(3) 業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。</p> <p>(4) 指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、各施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。</p> <p>(5) 施設利用者や地元等からの要望等に対し、公の施設の管理運営の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。</p>

要求水準・目標値(評価指標)

視点	評価項目	2021年度 評価指標	いくとびあ食花4施設	食と花の交流センター	食育・花育センター	動物ふれあいセンター	こども創造センター
市民	入場者数	いくとびあ食花4施設の来場者数 :1,584,000人以上/年	○				
	団体利用	食と花の交流センター :利用団体360団体以上/年		○			
		食育・花育センター :利用団体450団体以上/年			○		
		動物ふれあいセンター :利用団体450団体以上/年					○
		こども創造センター :利用団体400団体以上/年					○
	体験と学習	団体体験プログラムの実施:400回以上/年	○				
	交流の拡大	交流イベント :8回以上/年	○				
	多彩な事業展開	食・花・こども・動物分野のコラボ事業の実施 :年130回以上/年	○				
	食育・花育の推進	料理教室等の開催 :年170回以上/年 (主催・共催・委託を含む)			○		
		園芸講座等の開催 :90回以上/年 (アトリウムでの開催を含む)			○		
	食と花のプロモーション	プロモーション事業 :10回以上/年		○	○		
	譲渡事業の推進	・市に收容された犬の譲渡率:70%以上/年 ・市に收容された猫の譲渡率:39%以上/年					○
広報の充実	・HPの情報更新 :300回以上/年 ・アクセス件数 :40万回以上/年	○					
利用者の満足度	利用者アンケートで「満足」が85%以上	○					
財務	適正な財政運営	収支計画に基づく収入の確保及び費用の執行	○				
	適正な財務管理	財務マニュアルの作成及び収支状況の記録	○				
業務	安心・安全の確保	・防災訓練:年2回以上実施 ・防災マニュアル及び安全管理マニュアルの作成	○				
	コンプライアンスの徹底	職員へのコンプライアンス研修受講 :1回以上/年	○				
	市内産業の貢献	・再委託する場合の市内事業者への再委託及び資材等の市内事業者(店舗)等からの調達率 :90%以上	○				
	関係団体・地域との調整	関係機関・地域との連絡調整会議の実施 :1回以上/年		○			
	市民協働の推進	ボランティアの受入れ :延べ800人/年以上	○				
		市内の動物関係団体等との連携事業 :6回以上/年					○
		市内の子ども創作・体験活動に関する個人および団体等との連携事業 :200回以上/年					○
	社会貢献	施設内の各種作業についての障がい者の受付 :延べ50人/年以上	○				
施設の稼働	年間休館日数 :24日以内/年	○					
人材	労働基準の充足	労働関係法令の遵守	○				
	業務の理解度と習得度	職員の業務研修 :1人あたり2回以上/年	○				
	市内雇用の貢献度	市内住居者の雇用率 :90%以上	○				
	支援者の育成	支援者研修会の実施 :12回以上/年					○